

## 第10 防災防火対象物、防災物品

### 1 防災防火対象物

#### (1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3及び政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物（以下「防災防火対象物」という。）には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分

ウ 高層建築物で、その一部が政令第8条区画に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

エ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該対象物は、省令第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

#### (2) 次の防火対象物のその部分には、防災物品を使用すること。★

ア 地下街と一体をなす建築物の地階で、防災防火対象物以外の用途部分

イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、政令第1条の2第2項に規定する従属的な部分となる飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分

ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分

エ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

### 2 防災対象物品

#### (1) 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア、衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈が概ね1m以上のもの

ただし、厨房、火気使用部分等で火災危険のある場所で使用するのれん等については大きさに関係なく全て対象となる。

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

ク 人工芝

ケ 試着室に使用される目隠布

コ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2㎡を超えるもの）


- (2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。
- ア 大きさが2㎡以下のじゅうたん等
  - イ 共同住宅等の特例基準（「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和50年5月1日消防安第49号）及び（昭和61年12月5日消防予第170号）に適合する共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等
  - ウ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート、プラスチックタイル及びクッションフロアー
  - エ 畳
  - オ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
  - カ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
  - キ プラスチック製のブラインド、木製ブラインド
  - ク 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
  - ケ 独立したさお等に掲げる旗
  - コ 工事用シートで網目寸法が12mmを超えるもの
  - サ コンクリートの養生、工事用機械等の覆いに使用される工事用シート
    - ※ 立ち上がっている状態で使用されるものは防災対象物品に該当する。また、建築物その他の工作物の天井、壁等一部の工事に用いられるもの、中空に張った状態で使用するもの等も防災規制の対象となる。
- (3) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。  
建基法第2条第9号に規定する不燃材料、建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基政令第1条第6号に規定する難燃材料に該当するもの

### 3 防災表示

- (1) 防災表示  
ア 様式

法第8条の3第2項に定める表示は、省令第4条の4第1項第2号の様式により、防災物品に表示すると定められているが、防災表示を適正に行うため、第10-1表の表示（防災ラベル）が付されているものであること。

第10-1表 防災ラベルの様式（省令別表第1の2の2）

防災物品の種類	防災表示の様式
1 布製のブラインド、展示用の合板、どん帳その他これに類する舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具用の合板及び工事用シート並びにこれらの材料	

2	じゅうたん等及びその材料		
3	イ 消防庁長官が定める 防炎性能に係る耐 洗濯性能の基準に 適合するもの	(1) 水洗い洗濯及 びドライクリー ニングについて 基準に適合する もの	
		(2) 水洗い洗濯に ついて基準に 適合するもの	
		(3) ドライクリー ニングについて 基準に適合する もの	
	ロ イに掲げるもの以外のもの		

備考

- 1 防炎表示の様式の欄の数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 様式の色彩は、地を白色、文字のうち「防炎」にあつては赤色、「消防庁登録者番号」及び「登録確認機関名」にあつては黒色、その他のものにあつては緑色、横線を黒色とする。
- 3 登録確認機関の確認を受けていない場合又は登録確認機関の確認を受けたが当該登録確認機関の名称を記載しない場合は、「登録確認機関名」に代えて「防炎性能について自己確認した者の名称」とする。

イ 表示の方法

- (ア) 省令第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法は、第10-2表の表示方法によるものとする。

第10-2表

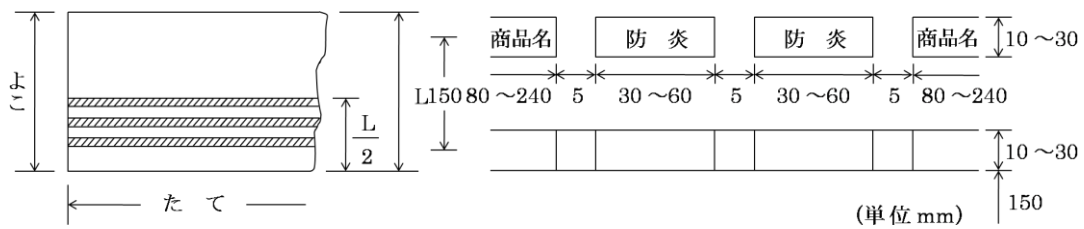
防災物品の種類		表示方法				
		縫	付	ちょう付	下げ札	その他
カーテン、暗幕、その他これらに類する幕	耐洗たく性能を有するもの	○				
	耐洗たく性能を有しないもの			○		
じゅうたん等		○		○		○
布製ブラインド及びその材料		○		○		
合板				○		○
どん帳その他これらに類する幕		○		○		
工事用シート及びその材料		○				○
防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインドを除く。）の材料				○	○	

(注) 表中「その他」には、スタンプ、印刷、刻印、打ち付け、溶着等があること。

※ 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）にあつては、防災ラベルをメタル等で、次によりその表面に打ち付けるものであること。

- ① 室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、各室ごとに次により主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けるものであること。
  - ㊦ 主要な出入口に打ち付けるメタルの位置は、とびら等の蝶番側とすること。  
 なお、両開き扉、引戸、シャッター等の場合は、廊下側から見て右方の位置とすること。
  - ㊧ 1室に2種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん等の種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。
  - ㊨ ホール、玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側からみて右方の位置とすること。
- ② 廊下に固定し又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、次によること。
  - ㊦ じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。したがつて、廊下に固定し、又は敷かれたじゅうたん等が、防火区画等によつて分離されている場合にあつては、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。
  - ㊧ 防災ラベルを打ち付ける位置は、防火対象物の各階共通して、同方向の端部とすること。
- ③ 階段に固定し又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあつては、各階ごと（各階の階段踊場の位置）に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。  
 （各階連続したものについても同じ。）

(イ) 展示用の合板及び大道具用の合板の使用上の特異性及び使用上の実態からみて、表面にちょう付するラベル表示のみでは不十分なため裏面に第10-1図の表示を行うものであること。



- (注) ① 「防炎」の文字は、省令別表第1の2の2の様式によること。  
 ② 文字の色は「赤色」とする。  
 ③ 裏面の形状が平滑でないもの（たとえばハードボード類）に限って幅1cmの赤色の線にかえることができる。

第10-1図

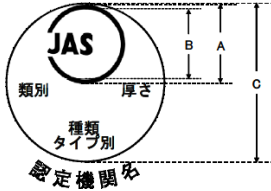




(2) 指定表示





法第8条の3第3項、省令第4条の4第8項に基づき消防庁長官が指定した表示は、次によること。

ア 表示内容は第10-3表によること。

第10-3表

		内 容							
合 板	普 通 合 板	合板の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第1751号）により格付けされた合板に付される難燃処理又は防炎処理を施した旨の表示（平成17年消防庁告示第5号）							
		<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>品名</td> <td>「普通合板（難燃処理）」</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>●×●×●mm</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド放散量</td> <td>「F☆☆☆☆」</td> </tr> <tr> <td>製造者</td> <td>●●合板株式会社工場</td> </tr> </table>	品名	「普通合板（難燃処理）」	寸法	●×●×●mm	ホルムアルデヒド放散量	「F☆☆☆☆」	製造者
品名	「普通合板（難燃処理）」								
寸法	●×●×●mm								
ホルムアルデヒド放散量	「F☆☆☆☆」								
製造者	●●合板株式会社工場								

天然木化粧合板及び 特殊加工化粧合板	合板の日本農林規格（平成20年農林省告示第1751号）により格付けされた合板に付される難燃処理又は防災処理を施した旨の表示（平成17年消防庁告示第5号）								
	 <table border="1" data-bbox="347 560 869 728"> <tr> <td>品名</td> <td>「普通合板（防災処理）」</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>●×●×●mm</td> </tr> <tr> <td>ホルムアルデヒド放散量</td> <td>「F☆☆☆☆」</td> </tr> <tr> <td>製造者</td> <td>●●合板株式会社工場</td> </tr> </table>	品名	「普通合板（防災処理）」	寸法	●×●×●mm	ホルムアルデヒド放散量	「F☆☆☆☆」	製造者	●●合板株式会社工場
品名	「普通合板（防災処理）」								
寸法	●×●×●mm								
ホルムアルデヒド放散量	「F☆☆☆☆」								
製造者	●●合板株式会社工場								
織りじゅうたん じゅうたん	日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）L4404に適合する織りじゅうたんであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示（日本産業規格L4404の難燃性の表示がされたものに限る。）								
	 <span style="margin: 0 10px;">又は</span> 	<p>日本産業規格L4404</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文字は、左図のとおりJISマークと一体とする。</li> <li>2 文字の大きさは、JIS Z8305の3.（大きさ）に規定する16ポイント以上の大きさとする。</li> <li>3 1製品ごとに証紙を付け、又は荷札を付ける方法で表示する。</li> <li>4 製品に直接表示する場合は黒色又は白色で、証紙を付け、又は荷札を付ける場合は黒色で印刷する。</li> </ol>							
タフテッドカーペット	日本産業規格L4405に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示（日本産業規格L4405の難燃性の表示がされたものに限る。）								
	 <span style="margin: 0 10px;">又は</span> 	<p>日本産業規格L4405</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文字は、左図のとおりJISマークと一体とする。</li> <li>2 文字の大きさは、JIS Z8305の3.（大きさ）に規定する16ポイント以上の大きさとする。</li> <li>3 1製品ごとに押印、印刷、刷り込</li> </ol>							

			み、証紙を付け、又は荷札を付ける方法で、1包装ごとに押印、印刷又は証紙を付ける方法で表示する。 4 製品に直接表示する場合は黒色又は白色で、証紙を付け、又は荷札を付ける場合は黒色で印刷する。
タイルカーペット	日本産業規格L4406に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示（日本産業規格L4406の難燃性の表示がされたものに限る。）		
	 難燃	又は	 難燃
ビニル系床材	日本産業規格A5705に適合するビニル系床材（置敷きビニル床タイル及び薄型置敷きビニル床タイルに限る。）であって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示		
	 難燃	又は	 難燃
	※「JISマーク」と「難燃」は上記以外の位置関係の場合あり。		

イ 表示方法

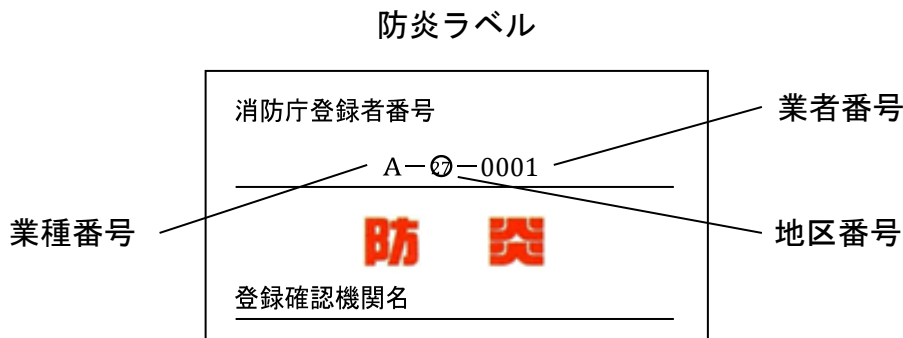
- (ア) 合板の表示方法は、格付のつど、各個（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板のうち、2次加工用としてこり単位で消費されるもので各個ごとの表示が困難なものにあつては、各こり）ごとに、見やすい箇所に貼付し、又は押印する。

- (イ) 日本産業規格L4404、L4405、L4406及びA5705に基づく難燃表示は、防災対象物品の材料に使用されるものに限定されているものであって、防災防火対象物で使用される防災対象物品については法第8条の3第2項に基づく防災表示が付されていない。
- (3) 関係者の行う明示  
省令第4条の4第9項に定める関係者の行う「防災処理品」又は「防災作製品」の明示（以下「関係者明示」という。）の方法等は次によること。  
ア カーテン等を関係者自ら作製する場合は、防災性能を有する旨の表示（3.（1）防災表示（原反下げ札等））が付されているもの又は政令第4条の3第4項で定める基準以上の防災性能を有するように防災処理したものを使用すること。  
イ 防災防火対象物の関係者自ら防災処理を行う場合は、平成12年12月11日消防庁告示第9号に定める防災処理を行うための設備器具を有するものであること。  
ウ 関係者明示事項の大きさは、縦25mm、横50mm以上とし、明示方法は前（1）.イ.（ア）の方法など適宜の方法によること。  
エ 明示事項の記入文字は、簡単に変色又は消失しないものであること。
- (4) 防災表示者登録制度  
ア 防災表示者として消防庁長官へ登録した者は、防災表示を付することができる。  
イ 消防庁長官へ登録しようとする者は、消防庁長官へ登録申請しなければならない。  
ウ 消防庁長官が登録しようとするときは、当該登録申請者の住所地を管轄する消防長にその旨を通知するものとする。この場合において、当該消防長は、当該登録について意見を述べることができる。
- (5) 省令第4条の5に定める登録確認機関  
ア 登録表示者は防災対象物品又はその材料が防災性能を有することについて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下「登録確認機関」という。）により確認を受け、防災表示を付することができることとされた。  
イ 防災表示者の登録申請をする者は、登録確認機関の確認を受けることとしている場合、申請書類のうち消防庁長官が定めるものに代えて、登録確認機関の確認を受ける申込みを登録確認機関にしたことを証する書類を提出することができる。
- (6) 防災表示者登録番号  
省令第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官へ登録をした者に対する登録者番号及び記号は、第10-4表の業種別欄にかかげる業種に従い、同右欄によるものであること（表示例参照）。

第10-4表

業 種 別	登録者番号 (業種番号) — (地区番号) — (業者番号)			
製造業者（生地、その他材料を製造する者）	A	—	㉓	— 0001
製造業者又は防災処理業者（合板の製造業者又は防災処理業者）	B	—	㉓	— ”
防災処理業者（防災物品又はその他の材料に防災性能を与えるための処理をする者）	C	—	㉓	— ”
防災処理業者（吹付により防災性能を与える者）	D	—	㉓	— ”
裁断・施工・縫製業者（生地その他の材料からカーテン等を縫製する者、じゅうたん等を施工する者、裁断し切り売りする者）	E	—	㉓	— ”
輸入販売業者（防災対象物品又はその材料を輸入し、その防災性能を確認して防災物品として販売する者）	F	—	㉓	— ”

〔表示例〕



地区番号は、北海道①から沖縄④まで、各都道府県ごとに区分されている。なお、大阪にあつては㉓である。

#### 4 舞台幕

舞台幕の照明器具への落下、巻き込み及び照明器具の固定不良等により、舞台幕と照明器具が接触又は接近して、舞台幕の火災が発生している。

また、防災性能は小火源着火防止、延焼拡大抑制に着目したものであることから、強力な照射熱源によっては、防災加工された舞台幕であっても着火することがありうる。

については、舞台裏、照明器具等を火災予防上適正に管理する必要がある、次の事項に留意すること。

- (1) 照明器具の設置時に舞台幕と照明器具の離隔距離を十分に確保すること。特に、

舞台幕が束になっている場所においては蓄熱がおりやすいので注意すること。

- (2) 持ち込みの舞台幕及び照明器具は、接近、接触及び巻き込み等を防止するため、設置位置及び取付け方法等に注意すること。
- (3) 舞台幕の昇降、開閉動作時には、照明器具に接触しないよう十分注意すること。
- (4) 照明器具が衝撃等によって向きが変わり、舞台幕に接触等しないよう器具の固定を確実にすること。
- (5) 持ち込みの舞台幕にあっては、防災性能の確認を行うこと。